

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0831第5号」により下記の検査項目に検査実施料の追加内容が通知されましたのでご案内いたします。

敬 白

記

- 適用日 平成 24 年 9 月 1 日から適用
- 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG,IgM及びIgA抗体)	390 点 (180+210)
血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体)	390 点 (180+210)

■新検査方法が追加された検査項目

検査項目	保険点数
EGFR遺伝子検査 〔Scorpion-ARMS法を応用したリアルタイムPCR法〕	2500点
クラミジア・トラコマチス核酸検出 〔TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法〕	210 点
淋菌核酸検出 〔TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法〕	210 点

▼詳細内容

検査項目名	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG,IgM 及びIgA抗体)	390点 (180 + 210)	免疫学的検査判断料 (※5:144点)	「D006」出血凝固検査の20 及び 「D011」免疫血液学的検査の6	ア. 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG,IgM及びIgA抗体) 又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG) はヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。 イ. 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG,IgM及びIgA抗体) 又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体) を行った場合には、区分番号「D006」出血・凝固検査の「20」血小板第4因子 (PF4) 及び「D011」免疫血液学的検査の「6」血小板関連IgG (PA-IgG) の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、区分番号「D011」免疫血液学的検査に係る判断料のみを算定する。
血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体)	390点 (180 + 210)	免疫学的検査判断料 (※5:144点)	「D006」出血凝固検査の20 及び 「D011」免疫血液学的検査の6	ウ. 一連の検査で、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG,IgM及びIgA抗体) 及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体) を測定した場合は、一方の点数のみを算定する。
EGFR遺伝子検査 [Scorpion-ARMS法を応用したリアルタイムPCR法]	2500点	尿・糞便等検査判断料 (※1:34点)	「D004-2」悪性腫瘍遺伝子検査1のイ	「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、- (中略) -について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。 <u>また、Scorpion-ARMS法を応用したリアルタイムPCR法を用いてEGFR遺伝子検査を実施した場合は、「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査の所定点数を算定する。</u>
クラミジア・トラコマチス核酸検出 [TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法]	210点	微生物学的検査判断料 (※6:150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の2	ア. (略) イ. クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法、SDA法又は <u>TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法</u> により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである
淋菌核酸検出 [TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法]	210点	微生物学的検査判断料 (※6:150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の2	ア. (略) イ. 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、 <u>SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法</u> による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又は <u>TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法</u> においては咽頭からの検体も算定できる。